三　港湾の利用に係る情報システムの整備及び管理に関すること。
四　港湾の利用に係る情報システムに関する国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

第五十条第四号中「建築物の室内環境及び」を削る。

第五十条の二の見出し及び同条第一項中「建築新技術研究官」を「建築新技術統括研究官」に改め、同条第二項中「建築新技術研究官」を「建築新技術統括研究官」に改め、「新技術」の下に「建築基準法の規定及びこれに基づく命令の規定の予想しない特殊の構造方法又は建築材料に係る技術を含む。」を加える。

第五十一条中「五室」を「六室」に、「環境・設備基準研究室」を「設備基準研究室　材料・部材基準研究室」に改める。

第五十二条中「建築物等の基準及び認証の体系並びに維持保全」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　建築物等の基準及び認証の体系に関すること。
二　建築物等（建築設備を除く。）の維持保全に関すること。

第五十三条中「、材料及び部材並びに」を「及び」に改め、「（防火基準研究室及び環境・設備基準研究室の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第五十四条中「並びにこれらに関連する材料及び部材」を削る。

第五十五条の二を第五十五条の三とする。

第五十五条の見出し中「環境・設備基準研究室」を「設備基準研究室」に改め、同条中「環境・設備基準研究室」を「設備基準研究室」に改め、「建築物の室内環境及び」及び「並びにこれらに関連する材料及び部材」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（材料・部材基準研究室の所掌事務）

第五十五条の二　材料・部材基準研究室は、建築物等の材料及び部材に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

第五十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号中「こと」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　建築物の室内環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

第五十七条中「住環境計画研究室」を「建築環境研究室」に改める。

第六十条を次のように改める。

（建築環境研究室の所掌事務）

第六十条　建築環境研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　住環境の計画に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。
二　建築物の室内環境に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十九条第二項の規定に基づき、国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通大学校組織規則の一部を改正する省令

国土交通大学校組織規則（平成十三年国土交通省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「並びに事業高度化推進研修官」及び「それぞれ」を削る。

第十八条中「事業高度化推進研修官及び」を削る。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条中「第三十条」を「第二十九条」に改め、同条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条から第三十条までを一条ずつ繰り上げ、第三十条の二を第三十条とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第二十八条第二項及び第四項の規定に基づき、国土地理院組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

国土地理院組織規則の一部を改正する省令

国土地理院組織規則（平成十三年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の三条を加える。

（監査官）

第三条の二　国土地理院に、監査官二人以内を置く。

2　監査官のうち一人は、主任監査官とする。

3　監査官は、命を受けて、国土地理院の事務の運営、官紀の保持、不正行為の防止に関し、所要の監査を行う。

（適正業務管理官）

第三条の三　国土地理院に、適正業務管理官一人を置く。

2　適正業務管理官は、命を受けて、国土地理院の所掌事務のうち、法令を遵守させるための指導その他の業務の適正な遂行を確保するための措置に関する特定事項に係るものを整理する。

（防災企画調整官）

第三条の四　国土地理院に、防災企画調整官一人を置く。

2　防災企画調整官は、命を受けて、国土地理院の所掌事務に関する防災に関する重要事項に係るものを整理する。

第七条の二を削る。

第十九条の二及び第十九条の三を削り、第十九条の四を第十九条の二とし、第十九条の五を第十九条の三とする。

第二十八条中「（防災企画官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第六十四条中「地理地殻活動総括研究官」の下に「及び測量新技術研究官それぞれ」を加える。

第七十一条を削り、第七十条を第七十一条とし、第六十九条の次に次の一条を加える。

（測量新技術研究官の職務）

第七十条　測量新技術研究官は、命を受けて、地理地殻活動研究センターの所掌事務に係る新技術の研究に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で重要事項に関するものをつかさどる。

第七十五条を削る。

第七十六条第三項中「関東地方測量部及び近畿地方測量部」を「地方測量部及び支所」に改め、同条を第七十五条とし、第七十七条を第七十六条とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第三十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項及び第二百八条第六項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏